

犯罪被害者等支援条例制定に 向けた事例集 概要版



東京都総務局人権部

令和8（2026）年9月

作成の趣旨

- 区市町村が、犯罪被害者等のための支援条例制定及び支援策を検討する際の参考となるよう、条例の構成案や条文例、都内の条例制定区市の制定までのプロセス、具体的な支援施策などを紹介

第1章 条例制定の意義

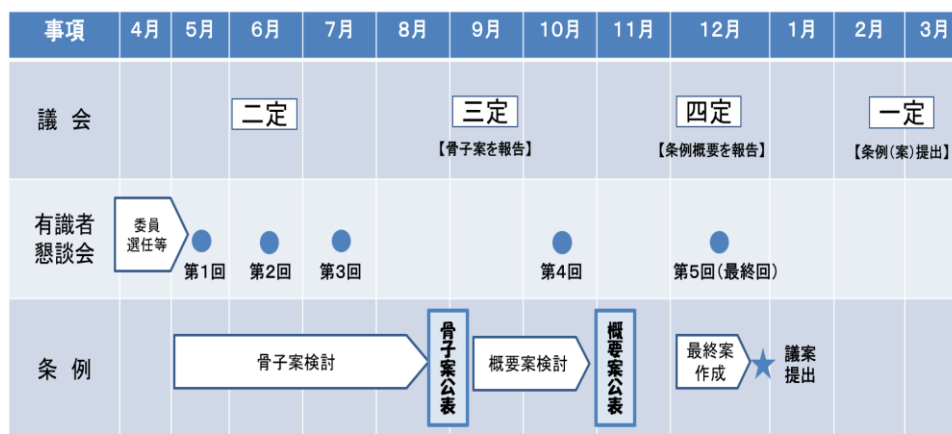
- 犯罪被害者等基本法における地方公共団体の役割
犯罪被害者等基本法に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する
- 都道府県・区市町村の役割
都：広域自治体として、関係機関・団体からなる多機関ワンストップサービスの中核的役割を担い、域内の施策を総合的に推進
区市町村：生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、被害者のニーズに応じた支援を提供し、関係機関・団体と連携し、域内の施策を推進
- 条例制定の必要性
犯罪被害者等支援では住民にとって最も身近な基礎自治体である区市町村の取組が重要であるため、各地方公共団体における犯罪被害者等支援策の法的根拠とする
- 条例制定の効果
根拠・支援内容が明確化、庁内・外の連携がスムーズ化、被害者からの相談が寄せられるようになった 等（条例制定済区市アンケート結果より）

第2章 条例制定のプロセス

- 条例案の作成過程（都内8区市の状況）

項目	実施区市数
庁内関係部署間での検討	6
有識者が構成員となる会議等での検討	5
弁護士からの助言	3
パブリックコメント実施	7

- 条例案制定の流れ（都の状況）



※別途パブリックコメントを実施

第3章 条例事例

○ 条例の構成例

- ・ 都内8区市で制定している条例において、半数以上が定める事項を条例事例の事項として設定
- ・ 設定した事項を「総則」と「基本的な施策」の2章構成として整理
- ・ 地域（区市町村）の実情に応じて、記載事項以外の事項を規定することもできるため、他自治体の条例等を参考に検討ください。

	事項	概要
総則	第1条 目的	「犯罪被害者等の権利利益の保護」や「安心して暮らすことができる地域社会を実現」など、条例制定を通じて目指す社会など自治体の意思表明を記載
	第2条 定義	条例での対象となる「犯罪被害」や「住民」、「二次的被害」の定義等について記載
	第3条 基本理念	犯罪被害者等の支援に対する、区市町村の基本的な考え方を示すため、「個人の尊厳の尊重」など犯罪被害者等基本法第3条で定めている基本理念等を記載
	第4条 区市町村の責務	犯罪被害者等施策の展開には、域内の全ての主体の理解・協力が不可欠であるため、区市町村や住民、事業者も支援に連携・協力することなどを責務として記載
	第5条 区市町村民等の責務	
	第6条 事業者の責務	
	第7条 相談窓口の設置等	相談窓口の設置や犯罪被害者等が安心して地域で暮らせるよう必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整について記載
	第8条 関係機関等との連携協力	区市町村は、支援を途切れなく行えるよう関係機関等との連携・協力を行う旨を記載
基本的な施策	第9条 犯罪被害者等への支援	犯罪等の被害による生活関係支援や、経済的負担の軽減について記載 （区市町村の判断で経済的支援等の支援を実施する場合は、本条文を条例に追加）
	第10条 人材の育成	犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施等を記載
	第11条 住民等への広報・啓発等	犯罪被害者等の支援の必要性など、区市町村民等に対する広報・啓発の実施等を記載
	第12条 支援の制限	犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合など支援を行うことが社会通念上適切でないとき、犯罪被害者等の支援を行わないことを記載
	第13条 個人情報の適切な管理	個人情報の重要性や個人情報の適切な管理等について記載
	第14条 委任	具体的な支援の事務手続等について要綱等を制定するため、当該事項を記載

条例事例（本文）

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号。以下「法」という。）の趣旨に則り、区市町村における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、区市町村の責務並びに区市町村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいう。
- 三 区市町村民等 区市町村内に住所を有する者、区市町村内に存する事業所若しくは事務所に勤務する者、区市町村内に存する学校に在学する者又は区市町村内において活動を行う者をいう。
- 四 事業者 区市町村内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 五 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者や犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 六 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいう。
- 七 関係機関等 国、東京都、地方公共団体の機関、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。
- 4 犯罪被害者等の支援は、関係機関等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（区市町村の責務）

第四条 区市町村は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援を実施するものとする。

（区市町村民等の責務）

第五条 区市町村民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、区市町村がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

条例事例（本文）

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等である従業員に対して、必要な支援を行うものとする。

2 事業者は、区市町村が行う犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

（相談窓口の設置等）

第七条 区市町村は、犯罪等により被害を被ったことにより直面している様々な問題について相談に応じる窓口を設置し、犯罪被害者等が安心して地域社会で暮らせるよう、犯罪被害者等に対し、必要な情報の提供、助言及び関係機関等との連絡調整を行うものとする。

（関係機関等との連携協力）

第八条 区市町村は、犯罪被害者等が必要とする支援を途切れなく受けられるよう関係機関等との連携・協力を行うものとする。

（犯罪被害者等への支援）

第九条 区市町村は、犯罪被害者等が社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、生活に関わる必要な支援を行うこと。
- 二 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うこと。

（人材の育成）

第十条 区市町村は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材（以下「支援従事者」という。）を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

（住民等への広報・啓発等）

第十一条 区市町村は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害が生じることのないよう配慮することの重要性について区市町村民等の理解を深めるため、広報、啓発、その他の必要な施策を講ずるものとする。

（支援の制限）

第十二条 区市町村は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合等で、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（個人情報の適切な管理）

第十三条 区市町村は、犯罪被害者等の支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

2 区市町村は、支援従事者に対し、前項の規定に準じて犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するよう求めるものとする。

（委任）

第十四条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、区市町村長が定める。

※ 「区市町村」については、それぞれの区や市等の名称に置き換えて、活用ください。

例）世田谷区犯罪被害者等支援条例

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、世田谷区（以下「区」という。）における犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め～（略）

第4章 犯罪被害者等に特化した支援の実施

○ 犯罪被害者に特化した支援メニュー(区市町村)と都の制度

区分	メニュー	概要	都の制度
経済的支援	見舞金	金銭の支給を行うもの	○
	貸付金	無利子等による貸付を行うもの	
住居関係支援	ハウスクリーニング等支援	自宅のクリーニング・修理等を行う費用を助成するもの	警視庁
	宿泊支援	一時避難場所となるホテル等の宿泊費用を助成するもの	○
	公営住宅優先入居等	公営住宅への優先入居等入居に係る配慮を行うもの	○
	転居支援	転居費用を助成するもの	○
生活関係支援	配食支援	弁当や食事を無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの	
	家事等支援	ヘルパー等を派遣して家事、育児、介護等の支援サービスを無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの	
	一時保育支援	こどもの一時保育費用を助成するもの	
	学習支援	こどもの教育関係(家庭教師、塾等)の費用を助成するもの	
	就労準備支援	転職又は就職するために必要な資格等の取得に要する費用を助成するもの	
的医療・支援心理	精神医療支援	精神医療機関で受診した場合の医療費を助成するもの	○ (性暴力のみ)
	カウンセリング支援	公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリングを無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの	○ (総合相談窓口等)
法的関係支援	法律相談支援	弁護士による法律相談を無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの	○
	被害者参加制度利用支援	刑事裁判の被害者参加制度利用時の弁護士費用を助成するもの	○

○ 各支援における対象者、支援内容等

◆ 経済的支援から法的関係支援について、既に都内区市で導入されている支援メニューを中心に、以下の事項についてまとめるとともに、都の取組等を記載

- ・ 導入経緯
- ・ 支援対象者
- ・ 支援内容
- ・ 申請期限 等

◆ 条例事例第9条では、支援メニューとして、①経済的負担の軽減を図るための支援と、②生活に関わる必要な支援の2つの区分を設定

◆ 各区市町村において、新たに経済的支援等を実施を検討する場合は、生活を支援する各種制度・サービスの実施主体として、犯罪被害者等が安定的な生活を送る上で必要な「生活関係支援」の実施について検討いただきたい。

◆ 都や他区市と同種の支援を実施する際は、対象経費の重複を避ける等留意する点があります。支援の実施を検討する場合は、事前に、東京都総務局人権部人権施策推進課被害者支援担当にご相談をお願いします。